

鹿 児 島 県 公 報

平成27年10月23日（金）第3156号



発 行 鹿 児 島 県
〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号
編 集 総 務 部 学 事 法 制 課
定 例 発 行 日 （ 毎 週 火 ， 金 ）

目 次

（※については例規集掲載事項）

ページ

告

示

- 有害な映画等の指定 (青少年男女共同参画課取扱い) 1
- 有害な図書等の指定 (青少年男女共同参画課取扱い) 2
- 西之浜地区特定漁港漁場整備事業計画の変更案の縦覧 (漁港漁場課取扱い) 2
- 基本測量の実施 (監理課取扱い) 2
- 公共測量の実施（2件） (監理課取扱い) 2
- 道路の区域の変更 (道路維持課取扱い) 3
- 道路の供用の開始 (道路維持課取扱い) 3
- 河川敷地の用途廃止 (河川課取扱い) 3
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス事業者の指定（2件） (北薩地域振興局取扱い) 4
(大隅地域振興局取扱い) 4
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業の廃止 (大島支庁取扱い) 4
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス事業者の指定 (大島支庁取扱い) 5

公

告

- 建設業法に基づく監督処分 of 公告 (監理課取扱い) 5
- 開発行為に関する工事の完了公告 (建築課取扱い) 5

正

誤

- 鹿児島県公報第1868号の4（平成15年3月28日付け）の一部訂正（※） (会計課取扱い) 6
- 鹿児島県公報第3074号（平成27年1月9日付け）の一部訂正（※） (選挙管理委員会取扱い) 6

告 示

鹿児島県告示第932号

鹿児島県青少年保護育成条例（昭和36年鹿児島県条例第65号）第8条第2項の規定により、有害な映画等として次のとおり指定した。

平成27年10月23日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

指 定 番 号	指 定 年 月 日	指 定 種 別	題 名	製 作 又 は 配 給 社	指 定 箇 所	指 定 理 由
8496	平成27年 10月15日	映 画	ノーパン 欲情処理課の女	新東宝映画	全 部	著しく青少年の性的感情を刺激し、その健全な育成を 障害するお
8497			三十路レズ 絡んで舐めて	新日本映像		
8498			新人巨乳 はさんで三発	オーピー映画		
8499			発情学園 やりたい年頃	新東宝映画		
8500			覗き痴態 わき毛の熟女	新日本映像		
8501			殺したいほど 愛してる	オーピー映画		

8502		尼寺 姦淫姉妹	新東宝映画	それがある。
8503		四十八手 勃ちっぱなし	新東宝映画	
8504		妹の匂い よろめきの爆乳	オービー映画	

鹿児島県告示第933号

鹿児島県青少年保護育成条例（昭和36年鹿児島県条例第65号）第9条第2項の規定により、有害な図書等として次のとおり指定した。

平成27年10月23日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

指 定 番 号	指 定 年 月 日	指 定 種 別	書 名	発 行 所	指 定 箇 所	指 定 理 由
25087	平成27年 10月15日	雑 誌	mini SUGAR 11月号 18425-11	秋水社	全 部	著しく青少年の性的感情を刺激し、その健全な育成を阻害するおそれがある。
25088			Sweet ロマンズ 11月号 15487-11	笠倉出版社		
25089			恋愛白書パステル 11月号 19625-11	宙出版		
25090			BOY'S ピアス 11月号 18161-11	サン・メデ ィアレップ		
25091			月刊劇漫スペシャル 11月号 13545-11	竹書房		
25092			COMIC ペンギンセレブ 11月号 13787-11	富士美出版		

鹿児島県告示第934号

漁港漁場整備法（昭和25年法律第137号）第17条第10項の規定により西之浜地区特定漁港漁場整備事業計画（平成22年6月11日鹿児島県公報第2606号登載）を変更したいので、当該特定漁港漁場整備事業計画の変更の案を次のとおり縦覧に供する。

なお、当該特定漁港漁場整備事業計画の変更の案に意見がある者は、縦覧期間満了の日までに、知事に対し意見書を提出することができる。

平成27年10月23日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

1 縦覧期間

平成27年10月23日から同年11月11日まで

2 縦覧場所

鹿児島県商工労働水産部漁港漁場課及び鹿児島地域振興局建設部河川港湾課並びに十島村役場経済課

鹿児島県告示第935号

測量法（昭和24年法律第188号）第14条第1項の規定により、国土地理院長から次のとおり基本測量を実施する旨の通知があった。

平成27年10月23日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

1 作業の種類 基本測量（電子基準点付属標取付観測）

2 作業の期間 平成27年11月10日から同年12月25日まで

3 作業の地域 天城町

鹿児島県告示第936号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、国土交通省九州地方整備局大隅河川国道事務所長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知

があった。

平成27年10月23日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

- 1 作業の種類 公共測量（平成27年度桜島土砂変動量調査解析業務）
- 2 作業の期間 平成27年10月7日から平成28年2月29日まで
- 3 作業の地域 鹿児島市桜島

鹿児島県告示第937号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、鹿児島市長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

平成27年10月23日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

- 1 作業の種類 公共測量（都市再生地籍調査事業）
- 2 作業の期間 平成27年10月13日から平成28年3月25日まで
- 3 作業の地域 鹿児島市広木一丁目、広木二丁目、小原町、宇宿四丁目、南新町及び日之出町の各地内

鹿児島県告示第938号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更した。

なお、区域を表示した図面は、平成27年10月23日から2週間、鹿児島県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成27年10月23日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

道路の種類	路線名	変更の区間	変更前後の別	敷地の幅員 (メートル)	敷地の延長 (メートル)
県道	桜島港黒神線	鹿児島市黒神町2586番5地先から2584番2地先まで	前	5.7～26.0	980.0
			前	11.3～51.0	953.6
			後	5.0～26.0	980.0
			後	11.3～51.0	953.6

鹿児島県告示第939号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

なお、供用の開始の区間を表示した図面は、平成27年10月23日から2週間、鹿児島県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成27年10月23日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

道路の種類	路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
県道	桜島港黒神線	鹿児島市黒神町2585番33地先から2584番10地先まで	平成27年10月23日

鹿児島県告示第940号

二級河川高尾野川水系高尾野川における河川区域の変更により、次のとおり廃川敷地等が生じた。

なお、その関係図面は、鹿児島県土木部河川課及び北薩地域振興局建設部建設総務課に備えて縦覧に供する。

平成27年10月23日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

- 1 河川の名称
高尾野川水系高尾野川
- 2 廃川敷地等が生じた年月日
平成27年10月23日
- 3 廃川敷地等の位置
出水市高尾野町大久保字矢房3816番52
- 4 廃川敷地等の種類及び数量
 - (1) 種類 土地
 - (2) 数量 99.33平方メートル

北薩地域振興局告示第14号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定により、次のとおり指定障害福祉サービス事業者として指定した。

平成27年10月23日

北薩地域振興局長 竹田和昭

事業所		申請者			指定年月日	障害福祉サービスの種類
名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		
就労支援サービスそふと	薩摩川内市東開開町4番13号	特定非営利活動法人人・自然の南風	いちき串木野市春日町55番地	萬福 浩人	平成27年8月1日	就労移行支援・就労継続支援B型

大隅地域振興局告示第15号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定により、次のとおり指定障害福祉サービス事業者として指定した。

平成27年10月23日

大隅地域振興局長 酒匂司

事業所		申請者			指定年月日	障害福祉サービスの種類
名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		
左右会就労支援事業所	志布志市志布志町安楽3004番地5	医療法人左右会	志布志市志布志町志布志一丁目11番12号	橋口 渡	平成27年10月1日	就労継続支援B型

大島支庁告示第18号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第46条第2項の規定により、指定障害福祉サービス事業者から次のとおり指定障害福祉サービスの事業の廃止の届出があった。

平成27年10月23日

大島支庁長 本重人

事業所		指定障害福祉サービス事業者			廃止年月日	障害福祉サービスの種類
名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		
あまみ徳之島ライフサポート	大島郡徳之島町母間3955番地	一般社団法人あまみ徳之島ライフサポート	大島郡徳之島町母間3955番地	藤崎はつみ	平成27年8月31日	就労継続支援A型

大島支庁告示第19号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定により、次のとおり指定障害福祉サービス事業者として指定した。

平成27年10月23日

大島支庁長 本重人

事業所		申請者			指定年月日	障害福祉サービスの種類
名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		
authentic	奄美市名瀬小宿291	特定非営利活動法人 Steady & Co	奄美市名瀬小浜町27番8号	内堀 亮太	平成27年10月1日	就労継続支援B型

公 告

建設業法に基づく監督処分のお知らせ

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第1項の規定により、次のとおり処分をした。

平成27年10月23日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

処分をした年月日	処分を受けた者				処分の内容	処分の原因となった事実
	商号	主たる営業所の所在地	代表者の氏名	許可番号		
平成27年10月15日	株式会社市田兄弟土木	始良市平松4069番地1	市田 寛信	鹿児島県知事許可（般-24）第11127号	建設業の許可のうち土木工事業、建築工事業、とび・土工工事業、石工事業、鋼構造物工事業、ほ装工事業、しゅんせつ工事業、塗装工事業及び水道施設工事業に係る許可の取消し	役員が許可の欠格要件に該当していたにもかかわらず、建設業許可に係る変更届出書の提出に当たり、役員等が欠格要件に該当しない旨を記載した誓約書及び賞罰がない旨を記載した役員の略歴書を添付した。 このことは、建設業法第29条第1項第5号に該当する。

開発行為に関する工事の完了公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定により許可した次の開発行為に関する工事は、完了した。

平成27年10月23日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称
鹿屋市大浦町14019番、14020番1、14020番2、14021番1、14025番1、14026番及び14026番1
- 2 開発許可を受けた者の住所及び名称並びに代表者の氏名
東京都中央区日本橋二丁目2番20号
株式会社一六商事
代表取締役 黒木清巳

正 誤

平成15年3月28日付け鹿児島県公報第1868号の4中次のとおり誤りがあったので訂正する。

ページ	誤	正				
4	<table border="1"><tr><td>県</td><td></td></tr></table>	県		<table border="1"><tr><td>編</td><td></td></tr></table>	編	
県						
編						

平成27年1月9日付け鹿児島県公報第3074号中次のとおり誤りがあったので訂正する。

ページ	訂正箇所	誤	正
16	下から1行目	390人	391人